

平成 2 8 年 度
(第 1 回)

能 美 市 都 市 計 画 審 議 会

議 事 録

日 時 平成 2 8 年 8 月 3 0 日 (火)
9 時 3 0 分 ~ 9 時 5 5 分

場 所 能 美 市 役 所 本 庁 舎 大 会 議 室

●司 会

皆様、お疲れ様です。本日は、お忙しい中ご出席賜りまして、誠に有難うございます。司会を務めます、都市計画課の石地です。よろしくお願いいたします。

只今より、平成28年度第1回能美市都市計画審議会を開催致します。開催にあたりまして、酒井市長よりご挨拶を申し上げます。

●市 長

本日はお忙しい中、能美市都市計画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

皆様におかれましては、本日台風の近づく折ではありましたが、最近の雨が降らない状況の中、雨模様となり、恵みの雨となっております。このまま風は吹かず、雨だけ降ってくればという思いです。今年も昨年同様、水位の低下が見られ、県水を使用している状況であります。この状況が一刻も早く改善することを願うばかりです。

さて、本日ご審議いただく案件は2件でございます。待望のスマートIC関連の議案が1件あります。

スマートICの効果を実感できるものとしては、明日発表であり現時点で社名を言うことはできませんが、能美工業団地の残り2区画のうち、1区画に上場企業が進出いたします。9月中旬にはもう1区画にも企業が進出し、能美工業団地の区画が完売する予定です。

岩内工業団地もすでに完売しており、新たな工業団地が必要であると考えておりますが、農振農用地の除外など課題は多々あります。雇用の場の確保の面からも必要な検討であり、今後ともお力をお借りするかとと思いますがよろしくお願いいたします。

●司 会

酒井市長は公務のため、ここで退席させていただきます。

本日の審議会の出席委員数は12名であり、能美市都市計画審議会条例第5条第2項の規定による定足数を超過しておりますので、審議会は成立致しております。

本日は、沼田委員、石田委員が都合により欠席されています。

ここで、新しく委員になられた方々をご紹介します。

能美市議会議長 北野 哲 様です。

石川県南加賀土木総合事務所長 宮田 正弘 様です。

石川県南加賀農林総合事務所長 道下 和夫 様です。

能美市町会連合会会長 北山 喜義 様です。

なお、委員の皆様の任期につきましては、平成31年1月31日までとなっております。よろしくお願いいたします。

運営要領により会長が会議の議長となります。又村会長、よろしく願いいたします。

●会 長

委員の皆様方におかれましては、本日の審議に対して、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事の進行に務めます。

まず、議事録署名者を指名いたします。議事録署名者は、竹本委員と山野委員にお願い致します。

初めに本日の審議会に上程されました案件について、本多産業建設部長よりご説明願います。

●部 長

本日、皆様にお諮りします案件は、お手元の議案書のとおり審議議案2件であり、事務局よりご説明申し上げます。

なお、本日の会議につきましては30分程度を目安としておりますので、慎重な審議とご協力をよろしくお願い致します。

奥のスクリーンでご説明しますので、又村会長様、申し訳ありませんが、右手側の森委員のお隣のお席に移動をお願いします。

●会 長

それでは、議案について、事務局より説明を求めます。

●事務局

議案第1号「能美都市計画道路の変更」についてご説明いたします。今回、対象となる路線は「3・4・8号 根上国道線」であります。

「根上国道線」の位置はこちらになります。根上地区と寺井地区の北部を横断する主要幹線道路として、昭和36年に当初決定された路線です。道路起点部である西端部の一部を除き整備が完了している路線です。

今回の変更内容の一つ目は、未整備となっている区間約150mの廃止であります。

廃止とする理由について、順を追ってご説明いたします。未整備となっている区間約150mは、当初は、海岸沿いに計画されていた広域道路との連結を目的に都市計画決定されていましたが、北陸自動車道が整備されたことで、連結は実現しませんでした。

その後、(仮称)能美根上スマートICの構想が持ち上がり、ICへの進入路として検討されましたが、既存集落の保全や事業費の観点から、別の箇所が進入路となりました。このため、現在ではネットワーク上の繋がりのない区間となっています。

今回、沿道の土地利用状況からも当該区域の整備の必要性は見込まれず、周辺道路によって十分に機能が確保されていることから、この未整備区間を廃止するものです。現況写真で見ると、このようになっています。

また二つ目として、根上国道線と交差する木曾街道線との交差点部において、路側帯などの付加車線を含めた車線幅員が、現在7.5mしかないことから大型車両の通行に支障をきたしており、また現在の交差点形状では大型車両の導線が確保できていない状況にあります。

今後、平成30年3月の(仮称)能美根上スマートICの供用開始によって大型車両の交通量増加が見込まれることから、今回、根上国道線の交差点部の隅切りを拡幅し、大型車両の導線を確保すべく交差点の改良を行うため、隅切り部の都市計画変更を行うものです。

以上で、議案第1号についてのご説明を終わります。

なお、本案件につきましては、8月10日から2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

●会 長

只今、説明のありました議案第1号について、ご意見、ご質問等がありましたらご発言願います。

●各委員

(意見・質問等なし)

●会 長

ないようですので、議案について採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり了承することに異議ありませんか。

●各委員

(異議なしの声)

●会 長

「異議なし」ということですので、原案のとおり了承することと致します。

次の議案について、事務局より説明を求めます。

●事務局

議案第2号「能美都市計画 地区計画の変更」についてご説明いたします。

「大成地区」と「栗生地区」の2地区が対象となります。

簡単に概要をご説明します。風営法が一部改正され、今年の6月23日に施行されました。「大成地区」と「栗生地区」の2地区において、建築物等の用途を制限するに当たり、風営法を引用しているため、風営法の改正に伴い地区計画も変更いたします。

まずはじめに、地区計画とはどういったものであるのか、簡単にご説明いたします。

地区計画とは、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合った、よりきめ細かい規制を行う制度で、「地区レベルの都市計画」とも呼ばれるものです。

地区計画では、例えば道路に面した建築物の壁面の位置を整えることで、統一感のある街並を形成することができる、といったことや、

建物の屋根や外壁などの形状・材料・色彩などを定めることで、地区の特色を出すことができる、といったこと、

建築物等の用途を制限することで、地区にふさわしい用途の純化を図ることができる、といったルールを定めることができます。これにより、地区の特性に応じた、まとまりのある良好な都市環境の形成を図ることができます。

「大成地区 地区計画」の位置はこちらになります。

根上寺井線の一部区間の両側に隣接しており、都市計画法上の「第一種低層住居専用地域」や「第一種住居地域」、「近隣商業地域」が混在して指定されている地区になります。

「栗生地区 地区計画」の位置はこちらになります。

議案第1号の案件であった根上国道線と、国道8号に隣接する工業団地になります。都市計画法上の工業地域に指定されている地区になります。

風営法改正の概要についてご説明いたします。

法改正の経緯は、ダンスに対する国民意識の変化や、東京オリンピックに向けたナイトライフ充実の要望に応えるためのものです。

改正内容としましては、旧1号のキャバレーと旧2号の接待飲食店が、新1号の接待飲食店（風俗営業）に統合されました。風俗営業から「ダンス」の文言が削除されております。

旧3号のダンス飲食店、いわゆるナイトクラブにつきましては、3区分に分類されました。

店内の照度が10Lx以下のものは、新2号の低照度飲食店に、
店内の照度が10Lxを超え、お酒の提供があり、深夜営業があるものは、新設された「特定遊興飲食店」になりました。

店内の照度が10Lxを超え、お酒の提供があっても、深夜営業でなければ風俗営業からは除外され、お酒の提供がない場合も風俗営業から除外されます。

旧4号のダンスホールは、完全に風俗営業から除外されました。

旧5号から8号は、号ずれにより、新2号から5号となりました。

能美市には12の地区計画が存在し、うち、「大成地区」と「栗生地区」において風営法を引用しています。

地区計画の変更理由について、改めてまとめさせていただきました。

風営法の一部改正に伴い、変更を行います。

風営法において風俗営業の対象から除外されるものは、地区計画の「建築物等の用途の制限」の対象からも除外します。

風営法第2条 第1項 各号の削除や統合などにより生じた号ずれについては、引き続き「建築物等の用途の制限」の対象とします。

記載されている表現の統一を行います。

以上を踏まえ、大成地区では、風営法の一部改正に伴う号ずれを、制限の内容に反映させております。

栗生地区においても、風営法の一部改正に伴う号ずれを、制限の内容に反映させ、また、表現の統一も行っております。

以上で、議案第2号についてのご説明を終わります。

なお、本案件につきましても、2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

●会 長

只今、説明のありました議案第2号について、ご意見、ご質問等がありましたらご発言願います。

●各委員

(意見・質問等なし)

●会 長

ないようですので、議案について採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり了承することに異議ありませんか。

●各委員

(異議なしの声)

●会 長

「異議なし」ということですので、原案のとおり了承することと致します。

慎重審議、ありがとうございました。

以上を持ちまして、本日子定の議案審議は終了いたしましたので、議長の任を解かさせていただきます。御協力ありがとうございました。

事務局、あとよろしく申し上げます。

●課 長

ありがとうございました。ここで事務局から報告がございます。

能美市では、市の都市計画に関する基本的な方針を定める都市計画マスタープランを平成21年度に策定いたしました。上位計画である総合計画の見直しや社会情勢等の変化に応じて、今年度から計画の見直しに着手いたします。この後、同会場で第1回の策定委員会を開催します。

今後、計画策定を進めていく中で、皆様にご報告する機会やご意見をお伺いする機会もあることと思っておりますので、その際はご協力の程、よろしくお願ひいたします。

●司 会

それでは、本多産業建設部長より閉会のご挨拶を申し上げます。

●部 長

市長の挨拶にもございましたが、工業団地が不足気味であり、新たに検討する必要がありますが、これには都市計画の位置づけが重要となっております。

今後とも皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

本日は長時間に渡りまして慎重なご審議を賜り、ありがとうございました。本日、事務局が用意しました事案については以上でございます。


それでは以上をもちまして、平成28年度第1回能美市都市計画審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

能美市都市計画審議会運営要領により、ここに署名する。

議長

又村 一夫 

署名委員

竹本 敏晴 

署名委員

山野 優子 